

(仮称) 戸田市都市まちづくり推進条例骨子 (案)
のあらまし

戸 田 市

戸田市のめざす都市まちづくり

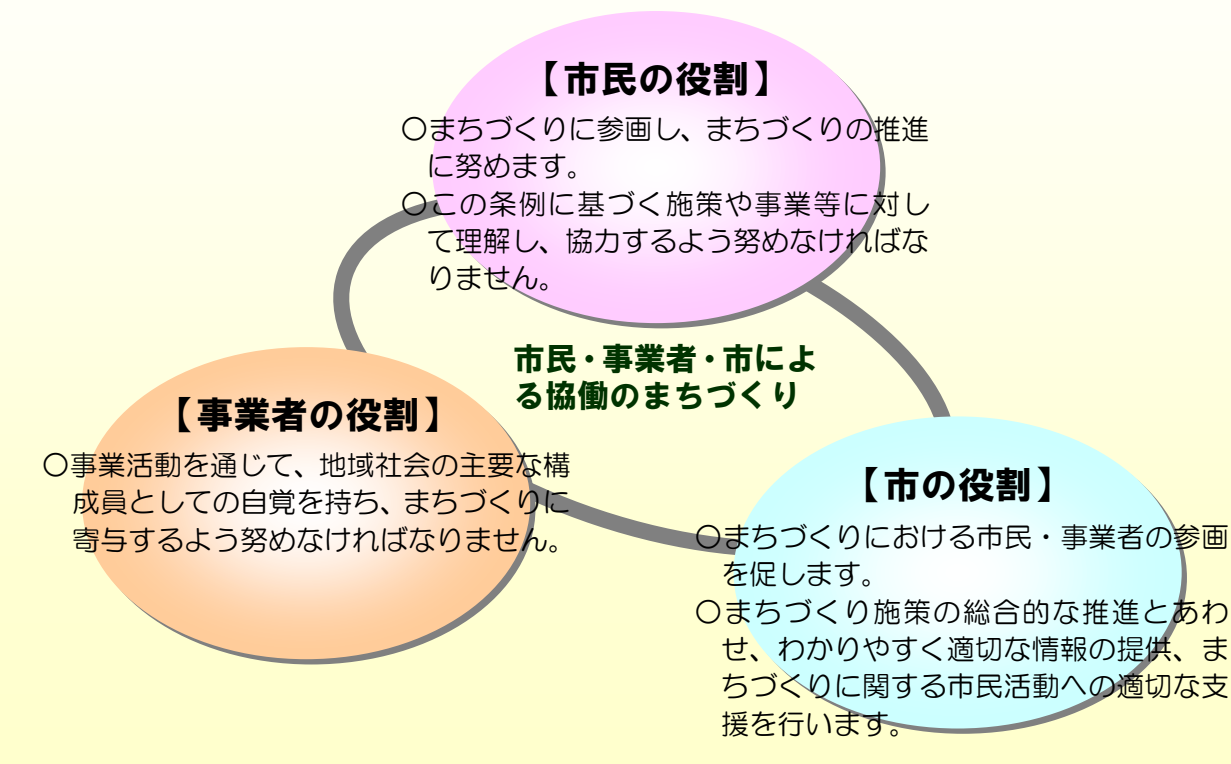
～まちづくりの理念と条例の目的～

●まちづくりの基本理念は…

戸田市都市マスタープランの将来都市像として掲げられた「やさしさのまち、水と緑あふれる美しい文化・産業・公園都市」の実現を目指し、市の自然や都市的資源等の特性をいかしながら、市民と事業者および市がそれぞれの役割と責任を持ち、協働でまちづくりを継続していくことを基本理念とします。

●条例の目的は…

戸田市都市マスタープランに示された計画の実現を目指し、市民が主体となってまちづくりに取り組む上で、市民のまちづくり提案や住民発意による活動を受け止める仕組み、および市民・事業者・市による協働のまちづくりの手順を明確化することを目的とします。



●条例のポイントは…

【地区のまちづくり】

○都市マスタープランの地区詳細版として位置づけられる「地区まちづくり構想」の策定と柔軟なルール（「地区まちづくり協定」）づくりの仕組み 【⇒P.2～4】

【テーマ型まちづくり】

○まちづくり提案事業の展開による、市民の手によるまちづくり活動の実践拡大 【⇒P.5～6】

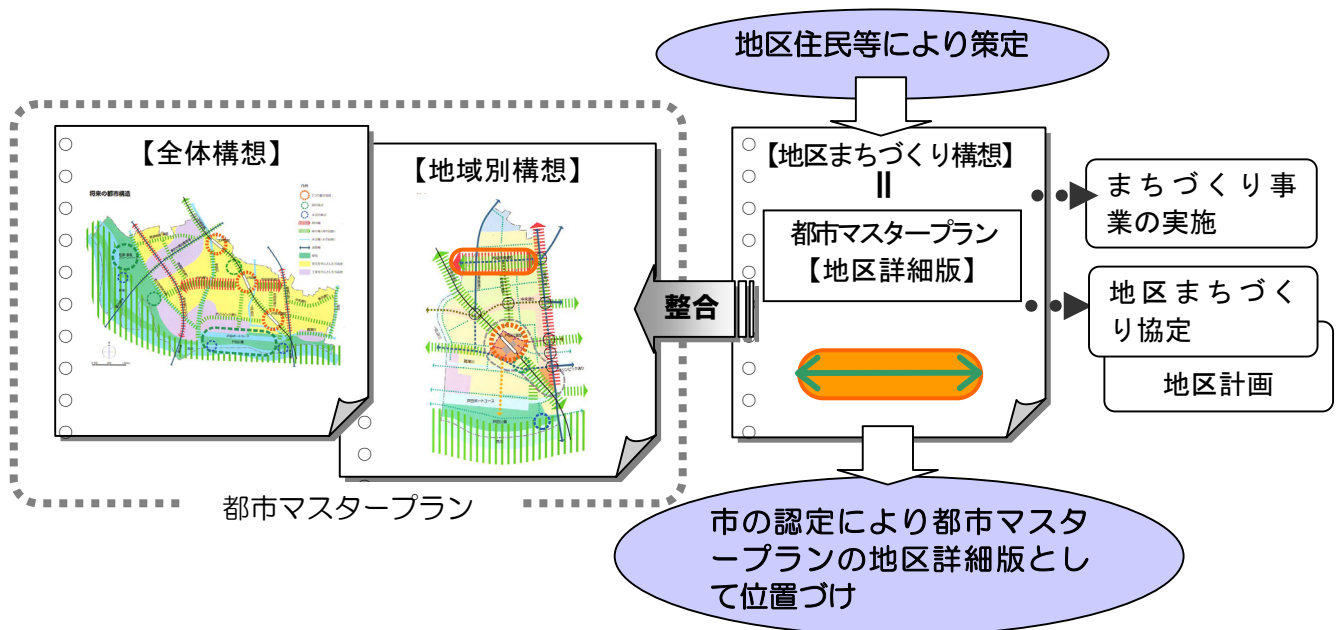
【様々な支援策と（仮称）都市まちづくり推進会議】

○初動期におけるまちづくり支援策の充実と市民参画によるまちづくり推進組織 【⇒P.7】

地区の特性をいかしたまちづくりを皆さんの手で ～地区のまちづくり～

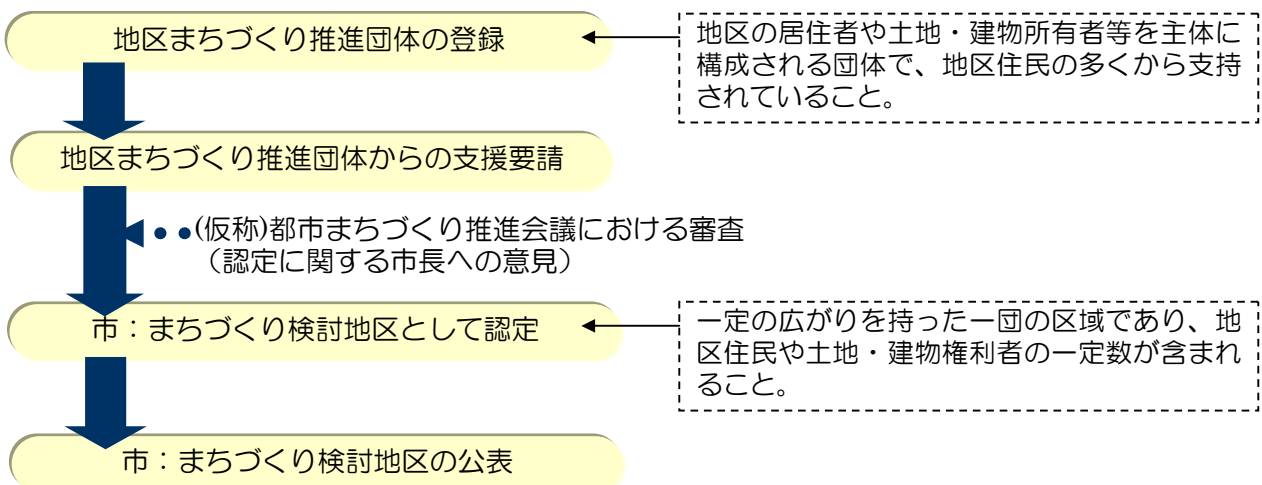
●地区のまちづくりとは…

都市マスタープランに基づいた地区のまちづくりを推進するため、生活に身近な地区の範囲において将来のまちづくりの理念や方向性を示した「地区まちづくり構想」を策定します。これは、地区における総合的な構想であり、都市マスタープランの【地区詳細版】として位置づけられます。また、地区の課題に対し、住民自らの取り組みによって解決するため、必要に応じて、建築等に関する具体的なルール（「地区まちづくり協定」や「地区計画」）をつくることができます。



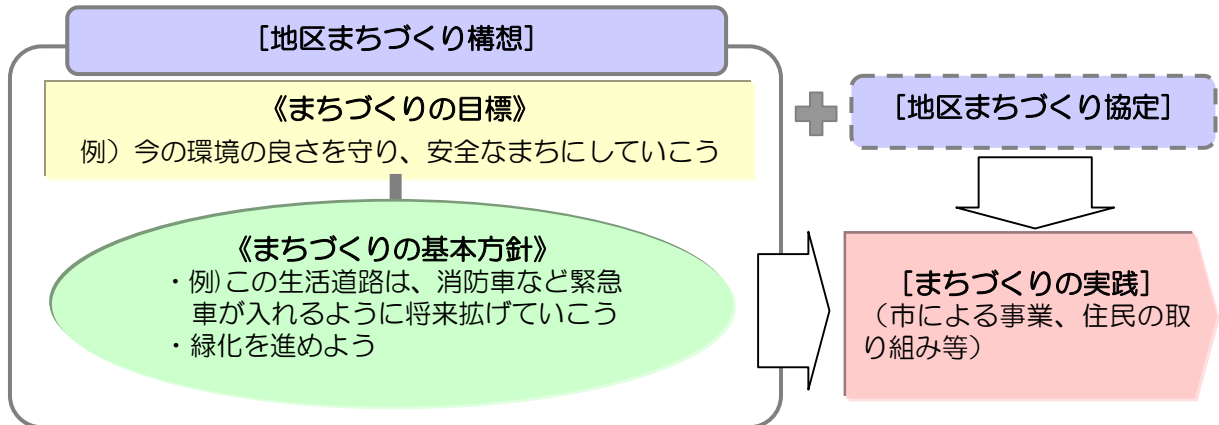
●地区のまちづくりのきっかけは…

「地区まちづくり構想」の策定にあたっては、地区のまちづくりを考える組織となる「地区まちづくり推進団体」とその検討の対象範囲となる「まちづくり検討地区」を明らかにする必要があります。そうすることにより、まちづくりの初動期において、様々な情報提供や講師派遣等の支援を受けることができ、「地区まちづくり構想」の検討をよりスムーズに行うことができます。



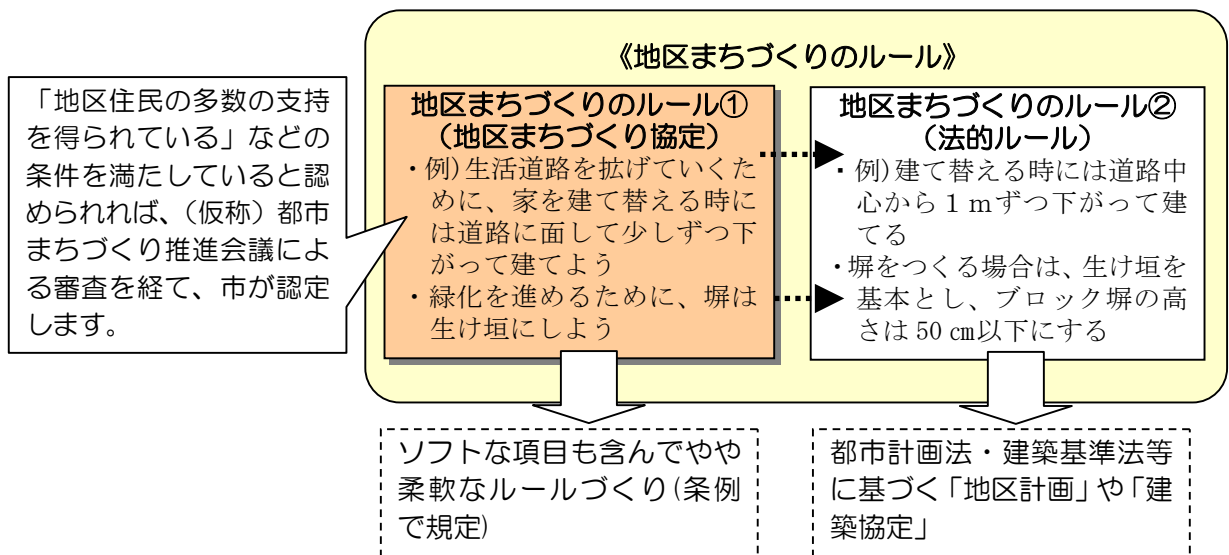
●地区まちづくり構想の内容は…

「地区まちづくり構想」は、地区における将来像やまちづくりの基本方針を住民主体で定めるものです。また、構想実現のために必要なルールとして、市が認定する「地区まちづくり協定」を定めることができます。



●地区まちづくり協定とは…

「地区まちづくり協定」は、「地区まちづくり構想」に関わる住民等の間におけるルールであり、都市計画法に基づく「地区計画」と比較して、地区の状況に応じた柔軟な内容（ルールの運用を含む）とすることが可能であり、地区計画では扱えない総合的なソフト面を含むこともできます。また、「地区まちづくり協定」は、市の認定を条件として、建築行為等の事前届出や市による勧告等の措置など、ルールの運用方針についても盛り込むことが可能です。

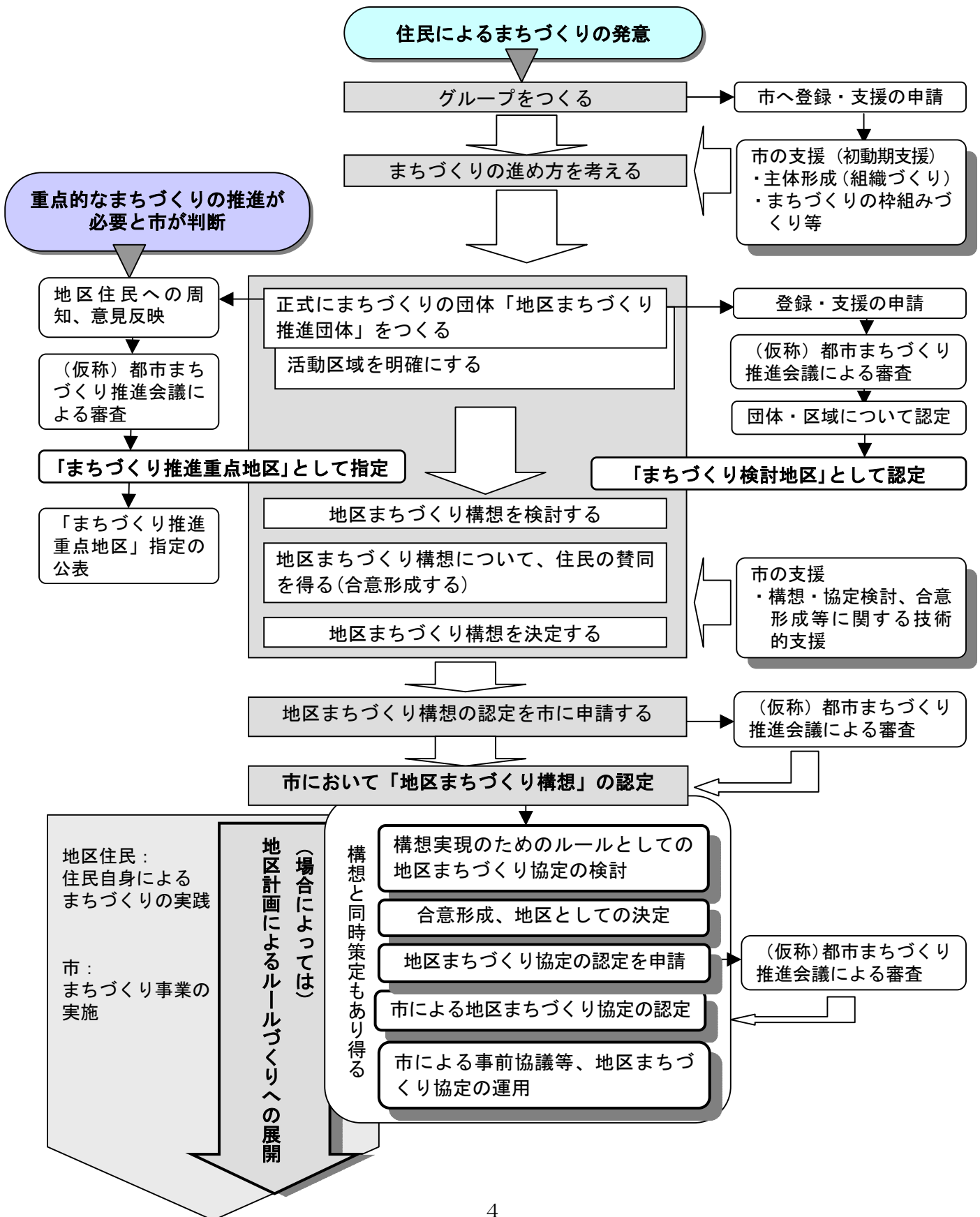


●市が指定する「まちづくり推進重点地区」とは…

市長は、特にまちづくりの推進が必要であると判断した地区について、(仮称) 都市まちづくり推進会議の意見を聞いた上で、「まちづくり推進重点地区」に指定することができます。地区の指定にあたっては、広く公表し、地区住民の皆さんへのまちづくりの取り組みを促しながら、地区住民の皆さんと一緒に、まちづくりを推進していきます。

●「地区まちづくり構想」「地区まちづくり協定」によるまちづくりの進め方

「地区まちづくり構想」「地区まちづくり協定」によるまちづくりの基本的な流れは、次のようになります。



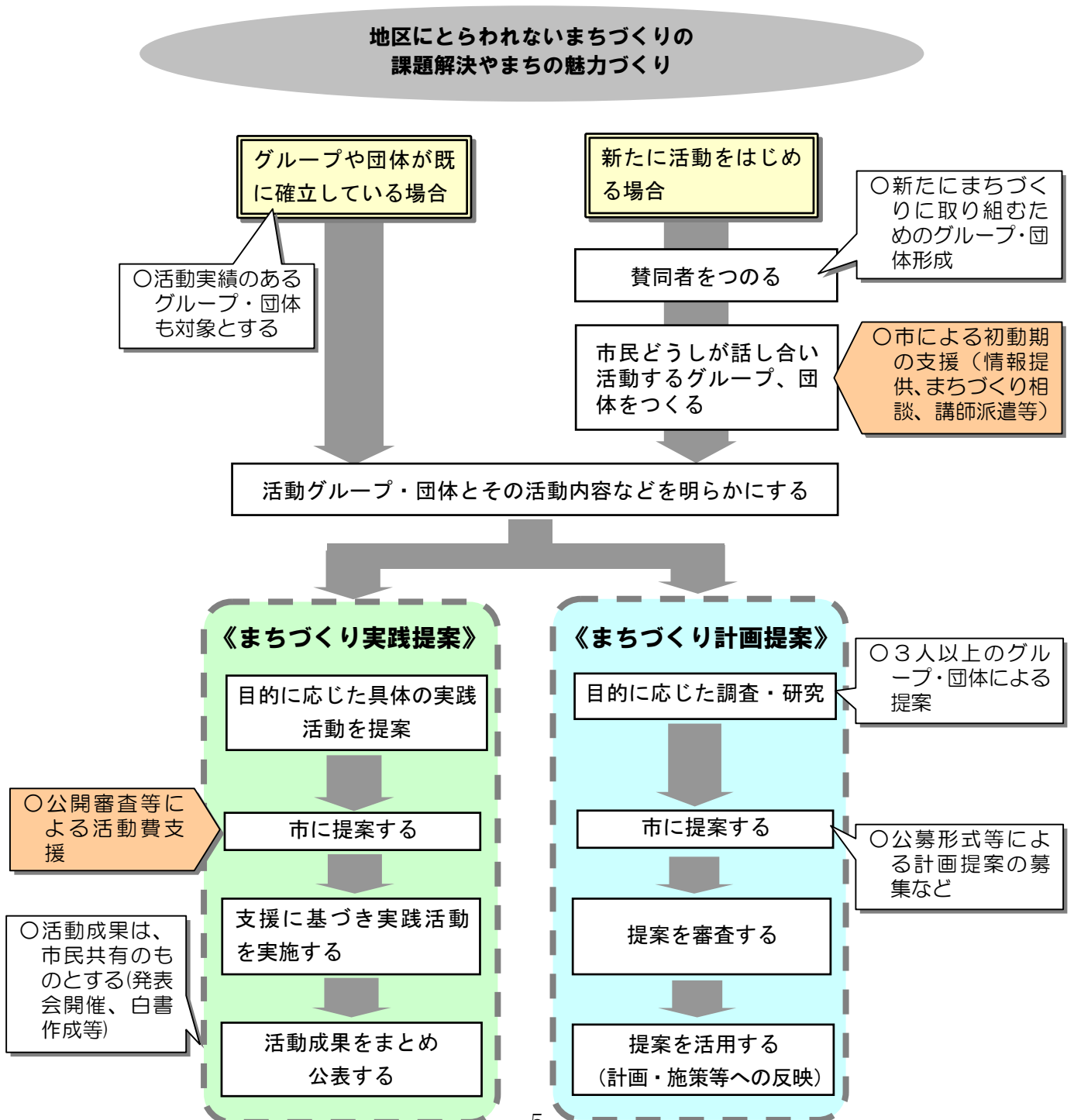
まちづくりに関する幅広い提案やまちづくり活動の実践 ～テーマ型まちづくり～

●テーマ型まちづくりとは…

必ずしも地区に捉われない、特定の課題に対して賛同者が集まって行う研究や実践活動を「テーマ型まちづくり」と呼び、活動成果のいかし方等からみて「まちづくり計画提案」と「まちづくり実践提案」に区分します。

市は、これらのまちづくり活動を実践しやすいよう、今後、多様な事業を展開していきます。

《テーマ型まちづくり活動の基本的展開イメージ》



●市民によるまちづくり提案事業のイメージは…

2つの提案制度（「まちづくり計画提案」と「まちづくり実践提案」）の展開イメージは次のようなものです。

まちづくり計画提案

地域や市全体を対象とする計画や施策に関する提案（計画提案と都市マスタープランへの反映制度）

【目的】

- 多くの市民がまちづくりに関わるきっかけ、道筋をつける
- 都市マスタープランのまちづくり施策への関心を高め、市民の意見を反映し計画を充実していく

【制度の概要】

- 3人以上のグループを提案の条件とする
- 基本的に都市マスタープランで扱う項目を対象に、その整備等に関する計画提案とする

【展開イメージ】～当面は、市による企画提起と提案コンクールの形式で実施する～

- ①年間テーマを市が提起し、年1度の提案公募（提案コンクール等）の形で実施する
- ②公開の場で提案と討論を行う
- ③提案、討論の成果をストックする（白書等）
- ④研究・実験や試行が必要な提案については、市と提案者協働で研究会等を立ち上げる
- ⑤都市マスタープラン見直しの際に活かす
- ⑥都市マスタープランへの反映の状況を公表する

散策路として整備したらどうか

花を植えたいので、フラワーポットを提供して



【例】
水路の蓋掛け上部を何か活用できないか。

まちづくり実践提案

市民によるまちづくり実践活動を広めることを目的としたまちづくり活動の企画に関する提案（公募型まちづくり実践活動支援制度（活動経費支援））

※提案公募による活動資金支援などへの展開をはかる

【目的】

- 市民参加による多様なまちづくりの展開、実践を図る
- まちづくりにおける市民力を活用し、市民と市の役割分担を明確にしていく

【制度の概要】

- 市民によるまちづくり実践活動を推進するため、活動企画の公募と審査による資金援助の制度

【展開イメージ】～公開での活動企画提案と活動支援の決定～

- ①活動企画の公募
- ②公開の場で活動企画の提案と討議、支援の検討
- ③活動の実践
- ④活動成果の発表
- ⑤活動成果のストック（白書等）

協働によるまちづくりを推進する仕組み ～様々な支援策と（仮称）都市まちづくり推進会議～

●まちづくり初動期における支援

まちづくりを始めようとするグループや団体に対して、市への登録を条件として、相談、情報提供、講師派遣等を中心とした支援を行うことができます。

●地区まちづくりへの支援

市への地区まちづくり推進団体の登録、まちづくり検討地区の認定を条件に、まちづくりに関する情報提供や各種相談、専門家派遣等を行うことができます。

●まちづくり支援機能の充実

市は、市民によるまちづくりを柔軟かつ適切に支援する機能や場の充実に努めます。

●（仮称）都市まちづくり推進会議

（仮称）都市まちづくり推進会議は、市民主体のまちづくりに対し、客観的な判断に基づいて審議を行い、その妥当性等について市長に意見を述べることができる機関です。なお、委員の構成は学識経験者、市民団体の代表、公募市民等を想定しています。

①以下の事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

- ・地区まちづくり推進団体の登録、まちづくり検討地区の認定について
- ・地区まちづくり推進団体に対する支援の適否について
- ・地区まちづくり構想の審査について
- ・地区まちづくり協定の審査について

②その他、まちづくりの推進にあたって必要な事項について審議し、市長に意見を述べるすることができます。

（仮称）戸田市都市まちづくり推進条例に関する情報、お問い合わせは…

戸田市役所 都市整備部都市計画課

TEL (441) 1800 内線324、392

FAX (433) 2200

E-mail tosikei@city.toda.saitama.jp

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/8/7089.html>